後期高齢者医療制度のお知らせ

平成31年度(2019年度)の保険料のお支払いと 保険証(被保険者証)の一斉更新について

■ 7月に保険料額をお知らせします ■

平成31年度(2019年度)の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。 ≪保険料の計算方法≫

均等割

【1人当たりの額】 50,205円



所得割

【本人の所得に応じた額】 (平成30年(2018年)中の所得-33万円) ×10.59%



1年間の保険料

【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)

- ○1年間の保険料の上限額は、平成31年度(2019年度)は62万円になります。
- ○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたもので す。

◆ 保険料の軽減

- ① 均等割の軽減(年額)
 - ●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
 - ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
 - ●昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円 を 引 い た 額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の 合計額)		均等割の軽減割合			
		平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
【平成30年度(2018年度)における8.5割軽減の区分】33万円以下		8.5割	7.75割	7割	
【平成30年度(2018年度)における9割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	7割	8割	7割		
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	5割			
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	2割			

[※]平成31年度(2019年度)から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。 平成31年度(2019年度)から、軽減特例の見直しにより9割軽減から8割軽減に変更になりまし

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得 割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ<u>均等割が5割軽減</u>となります(50,20 5円→25.102円)。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の 国民健康保険等は含まれません。

■ 医療費通知を全受診者へ送付しています ■

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療 機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付しています。

発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。

^{8.5}割軽減に該当する方の軽減特例の見直しは令和2年度(2020年度)に実施予定です。

■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の桃色の保険証の有効期限が2019年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

- ○新しい保険証の有効期限は、2020年7月31日です。
- ○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場くらし応援課 住民係までお申し出ください。

新しい保険証は橙色です

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の水色の減額認定証の有効期限が2019年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場くらし応援課住民係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区 分 Ⅱ ・世帯全員が住民税非課税で区分 I に該当しない方

区分「世帯全

世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
- ・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です

■ 限度証(限度額適用認定証)も新しくなります

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が2019年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証を で使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを ご確認の上、役場くらし応援課住民係へ申請してください。 限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに 該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の 被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みII・IIに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度証は黄緑色です

☆ お問い合わせ先 ☆

北海道後期高齢者医療広域連合〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階☎011-290-5601

浦臼町役場 くらし応援課住民係

☎ 0125-68-2112

振り込めサギには十分注意しましょう!